

「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）」に
係る圏域での協議事項等について

協議事項

1 圏域で不足する外来医療機能について

地域で不足する外来医療機能を、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の6つの項目の中から、県で行なったアンケート調査を参考に協議する。

(1) 現行計画での不足する外来医療機能

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			へき地の医療
			学校医	予防接種	健康診断	
広島	●	●	●			
広島西	●	●	●			
呉	●	●				
広島中央	●	●	●		●	
尾三	●	●		●	●	
福山・府中	●	●	●		●	
備北	●	●	●		●	●

(2) 県作成たたき台（資料2 P10 参照）

各機能について、圏域にある市町及び市郡地医師会にアンケート調査を実施し、その結果を点数化したものを推定値とし、推定値が0未満のもの、または自由記載で明らかに不足していると考えられるものを、「不足する外来医療機能」として提示された。

（県の推定値：広島西圏域）

	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断
令和元年度	▲1.0	▲0.5	▲0.8	0.33	0.25
令和5年度	▲1.0	▲0.7	▲0.9	0.75	0.75

広島西圏域において不足する外来医療機能（たたき台）

初期救急 在宅医療 学校医

(3) 事務局案

県のたたき台で示された「初期救急」、「在宅医療」、「学校医」の3項目を広島西圏域で不足する医療機能とする。

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			その他
			学校医	予防接種	健康診断	
広島西	●	●	●			

2 新規開業者等への「不足する外来医療機能」を担うよう申出書の提出を求める手続き

現行計画では、新規開業者に対し、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出が求めていたが、次期計画からは、「新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができることとする。」とされている。

「新規開業者以外の者に対しても、地域で不足する医療機能を担うよう求める」かどうか、求める場合はその実施時期について協議する。（資料3 P13 参照）

《事務局案》

（１）新規開業者

令和6年4月1日以降も、従来通り、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や申出書の提出を求める

（２）新規開業者以外の者（既存の診療所）

令和6年4月1日以降検討する

（理由）

厚生労働省において、「かかりつけ医報告制度」の創設（令和7年4月施行）を検討されており、その中で外来医療に関する地域の関係者の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するための具体的方策（地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけなど）を検討すること等も想定されている。

新規開業者以外の者（既存の診療所）に対しても、地域で不足する医療機能を担うよう求めるかどうかは、この「かかりつけ医報告制度」の内容を踏まえる必要があるため、「令和6年4月以降検討」としたい。

3 医療機器の共同利用方針

医療機器の項目ごとの共同利用方針について、現行計画策定時と同様でよいか、協議する。（資料3 P14 参照）

《事務局案》 現行計画と同様とする。

[現行計画の共同利用の方針]

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

報告事項

4 医療機器の稼働状況の報告

次期計画より、共同利用対象医療機器（CT、MRI、PET（PET 及び PET-CT）、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィ）を、令和5年4月1日以降に新規購入した医療機関に対して、外来機能報告で確認できなかった医療機関については、医療機器の稼働状況の報告を求めることとなった。

※1年間の利用件数を報告することになることから、実際の報告開始は令和6年度からとなる。
※今後、県において報告書の提出方法など整理していく。